【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（第四十四条の二　削除）

（改正前）

**第四十四条の二**　金融再生委員会は、この政令による権限（金融再生委員会規則で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

２　金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、この政令による権限（前項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

３　金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

**第四十四条の二**　金融再生委員会は、この政令による権限（金融再生委員会規則で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

２　金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、この政令による権限（前項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

３　金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（改正前）

**第四十四条の二**　金融再生委員会は、この政令による権限（金融再生委員会規則で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

（２、３　新設）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

**第四十四条の二**　金融再生委員会は、この政令による権限（金融再生委員会規則で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

（改正前）

（新設）